

平成 25 年度 第 1 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 25 年 5 月 8 日 (水)

10:00~11:40

1 開会

(事務局)

2 主催者挨拶

(作山雅宏教育次長兼学校教育室長)

- ・ おはようございます。4 月から教育次長を拝命しております、作山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ さて、本日の教科用図書選定審議会でございますけれども、申すまでもなく、教科用図書いわゆる教科書につきましては、本当に重要な役割を有しているというのはそのとおりでありますし、また将来を担う岩手の子ども達あるいは当該地区の子ども達にとって、いかなる教科書を使わせるのかということについては、大変重要な意味をもっているわけであります。そうした意味でも、公平な立場に立って、公正、公平な教科書を採択されなければならないというのはそのとおりであります。その採択の具体的な作業につきましては、市でありますとかあるいは郡そういったところを単位として採択をするわけではありますけれども、これは義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律という法律によって、市または郡が定めるということが決まっているわけであります。同じく、その同法におきましても、都道府県教育委員会においては、その教科用図書の研究をなささい、あわせて県教育委員会は、市町村教育委員会に対して指導・助言、または援助をなささい、という、地方分権以来、この指導・助言、または市町村教育委員会へ対して援助という表現が残っているめずらしい例ですが、依然としてこの教科用図書の選定については、都道府県教育委員会が市町村に対して指導・助言または援助をしないさいというのが、この法律に示されております。そして尚且つ、指導・助言をするに際しては、この教科用図書選定審議会を開いて、皆様からご意見を聞いて、県教育委員会は指導・助言にあたれというのは、先ほど述べました法律に規定されております。
- ・ 後ほど私から皆様に、ご意見を承りたいという 2 点について諮問をするということで、2 点お諮りをするという形をとらせていただくこととなりますので、そうした意味をもっている会ということでございます。
- ・ そうした趣旨をぜひご理解のうえ、この後ご審議をいただければというふうに思いますが、ただ今年度に限って申しますと、特別支援教育で使用される教科用図書の採択基準等を中心にご審議をいただくということになると思います。特別支援教育に関わる教科書の採択に関わってのご意見をうかがうということになるようでございます。
- ・ 県教育委員会といたしましても、この後皆様のご審議をいただいたことを受け止めまして、この後公正・公平な採択の進め方について市町村教育委員会を指導したり、あるいは助言をしたりということになっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。限られた時間にはなりますけれども、ぜひそうした趣旨をご理解いただきながら、十分な審議をいただくようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶といたします。今日はよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(佐藤進義務教育課長)

- ・ それでは、平成 25 年度教科用図書選定審議会委員のほうを紹介させていただきます。お手元の、平成 25 年度教科用図書選定委員会資料の 2 ページに掲載されております資料 2 の名簿に従いまして紹介させていただきます。

(略)

(佐々木政義特別支援教育課長)

- ・ 平成 25 年度の教科用図書採択に関する情報公開への対応について説明させていただきます。

(略)

4 会長・副会長選出

- ・ 会 長：吉川健次 委員
副会長：菊池 直 委員

5 会長挨拶

(略)

6 署名委員の委嘱

- ・ 佐藤精晋委員、小笠原洋子委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（作山次長）から審議会会長（吉川健次委員）へ

8 事務局説明 <進行：審議会会長>

(事務局)

- ・ それでは、お手元の資料につきましてご確認いただきたいと思います。資料については全部で3種類となります。1つ目は、「平成 25 年度第 1 回教科用図書選定審議会」と銘打っている資料でございます。2つ目は、別冊の資料 7、「学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について」でございます。それから、3つめ、これも別冊で、資料 8「教科書制度の概要」というものでございます。
- ・ 予め、お断りしておきますが、この第 1 回の審議会では、法的根拠や仕組み等について委員の皆様にごできるだけお分かりいただくために、事務局の方からかなり説明をさせていただくこととなります。大変申し訳ありませんが、御了承いただければと思います。
- ・ それではまず、それぞれの資料の概略について申し上げます。はじめに、「平成 25 年度教科用図書選定審議会」と表紙に銘打っている資料についてです。この資料、1 枚おめくりください。2 ページ目になりますが、この資料 1 です。これはこの教科用図書選定審議会の規則となります。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに、「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、岩手県

がこの規則を定めたものでございます。

- ・ 次のページ、3 ページ目ですが、資料 2 になります。本日まで出席いただいております、選定審議会の 20 名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第 10 条により、ご覧のように第 1 号委員、第 2 号委員、第 3 号委員と指定されております。
- ・ 次のページ、4 ページの資料になります。3-1 です。これは、教科用図書採択地区一覧でございます。左側に 1～9 まで番号がありますが、これは県内の採択地区が 1～9 の 9 つの採択地区に分かれているということになります。この他に、県立中学校、一関第一高校附属中学校がございまして、県教委が採択に直接関わるようになっております。
- ・ 次のページ、5 ページ目でございます。資料の 3-2 です。これは各地区の採択協議会の規約の例示となります。
- ・ 次のページ、6 ページ目ですが、資料 4 になります。教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧になります。県内に 18 か所ございます。なお、13 番の住田町の教科書センターは、陸前高田の教科書センターが決まるまで、当面の間の教科書センターという位置づけであると、大船渡採択地区から報告を受けております。
- ・ そして 7 ページ目。資料 5-1 になります。平成 23 年度から 26 年度までの、小学校で使用する教科書の一覧でございます。採択地区毎に示しております。なお、採択地区名の脇にある比較という欄、ここは平成 22 年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合は前回と同じということで、会社名が書いている場合は、異なるということを示しています。
- ・ 次のページ、8 ページでございます。資料 5-2 ですが、小学校と同様にこれは中学校の教科書一覧でございます。平成 27 年度まで、小学校とは 1 年ずれておりますが、4 年間使用するというようになります。
- ・ それから 9 ページ目。資料 6-1 になります。これは法律の抜粋でございます。小中学校の教科書については、無償ということで、きめ細かく法律で定められております。
- ・ そしてページをめくっていただきまして、12 ページということになります。12 ページ資料 6-2 になりますが、これは、文部科学省からの通知になります。先ほどこの法律と通知を根拠にして、公正・公平な教科書採択が行われるよう通知されております。
- ・ 以上、1 つ目の大きな資料の概略について申し上げました。
- ・ 次に、別冊の資料 8 「教科書制度の概要」、これをあわせて活用しながら、教科書の採択ということにつきましてご説明申し上げます。
- ・ 今、申し上げたこの資料は、ページ数がとんでおりますが、とんだページの 10 ページをお開き下さい。「教科書採択の方法」と表題がついているものでございます。
- ・ その「1 採択の権限」の部分をご覧ください。読みます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の決定の権限は校長にあります。」ということなのです。
- ・ 次に教科書の採択の仕組みについて説明をいたします。11 ページになります。図で示しているものでございます。「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」をご覧ください

ます。現在行っている「教科用図書選定審議会」は、図の中程左側にございます。

- ・ それでは、図に示されている①～⑦までについて、順に説明いたします。
- ・ ①は、教科書会社が、教科書検定に合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を、文部科学大臣に行うということです。
- ・ ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するということです。この目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すこととなります。実は1週間ほど前に目録が、県教育委員会にも届いております。これが、その目録ということになります。
- ・ ③ですが、教科書の見本を教育委員会等に送付するということです。今年度は、平成26年度用の教科書として、高等学校用の教科書の見本本が送付されます。
- ・ それから④。この審議会との関わりになります。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮問し、これからご審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に、「上向きの矢印、調査員」という記述があります。今回は、先ほどの挨拶等にもございましたが、特別支援の教科書のみ調査員会議をおくこととなります。小中学校については、4年に1回、全面的に採択替えという時に、新たに発行された教科書について、調査をすることとなります。
- ・ ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。指導・助言・援助の例としましては、これからご審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を市町村教育委員会へ示す、そういったことなどがあります。
- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターにつきましては、最初に申し上げた資料の実施要項6ページの資料4のところをご覧くださいのところですよ。
- ・ ⑦です。⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究したうえで、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するということになります。今年度は、各採択地区の調査が行われるとしても、県と同様に特別支援関係の図書のみになることととらえております。
- ・ 次に採択地区にかかわることを説明いたします。次のページ、12ページをご覧ください。「3 共同採択」の部分です。1行目から4行目までを読みます。
- ・ 「市町村立の小中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町村の教育委員会にあります。無償措置法により、採択にあたっては、『市若しくは郡の区域、またはこれらの地区をあわせた地域』を採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択する。そういうこととされています。ここでいう「採択地区」が、岩手県の場合は、先ほどの実施要項にございました4ページの資料3-1のとおり、9つ設置されているということになります。
- ・ ここで、説明者が交代いたします。

(事務局)

- ・ 続きまして、別冊の資料7につきまして説明させていただきます。別冊資料7は、「学

校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料です。

- ・ 1は、平成25年3月付けで文部科学省から出された「平成26年度一般図書一覧」です。表紙裏のはしがきにありますとおり、平成25年度に使用する教科書として採択されたもののうち、採択数が多く、平成26年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において、適・不適の判断を加えているものではないということをつけ加えたいと思います。
- ・ 続きまして2になります。2は、平成25年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものになります。
- ・ 最後に3になります。3は、平成25年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。
- ・ 以上、特別支援関係も含め、資料の説明を終了します。

9 協議

(吉川会長)

- ・ それでは、これから協議に入りたいと思います。それでは先ほど私の方に諮問されたものがありますが、事務局の方から諮問に関する書類等の配布をお願いいたします。
(事務局より、諮問書(写)と採択基準、資料作成基準を配布)

(吉川会長)

- ・ それでは、諮問書の方をご覧いただきたいと思います。
- ・ 諮問の内容につきましては、2点ございまして、「平成26年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について」と、もう一つは「平成26年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」というものでございしますが、それぞれについて事務局から説明をいただいた後に、協議をしてまいりたいと思います。
- ・ それでは、まず、はじめに「平成26年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について」、事務局から提案の説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ それでは、まず1点目。「平成26年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について」、ご説明申し上げます。私からは、特別支援関係の教科書以外の部分をご説明申し上げます。
- ・ お手元の「平成26年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準(案)」、これをご覧いただきたいと思います。
- ・ では、まず「採択基準」について申し上げます。採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指します。採択基準は、大きく3つから構成されています。太字により1、2、3と示しております。
- ・ 1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や

工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。

- 次に、特に3番の「平成25年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について説明申し上げます。この部分は大きく4つ、すなわち(1)の「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校(特別支援学校の場合)」、(3)「県立学校(高等学校に併設する中学校の場合)」、そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。
- まず、はじめに、市町村立学校の場合から説明をさせていただきます。アについて、採択は県教育委員会の指導、助言、援助によること。それから、イについては、「平成25年度は、平成24年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除く」とあります。小中学校の教科書は、基本的に4年に1回、全面的に採択を変えることとなっております。つまり、「来年度は、今年度と同じ教科書を採択するという手続き」、これをとるといような基準です。ただし、ウにあるとおり、一般図書これに関してはその限りではないということです。エは、採択地区の協議会に関すること。オは、公平・公正な採択に関することと、公表に関することを定めています。カ及び、その次の2は、特別支援教育関係のことですので、この後事務局の川村の方から説明をいたします。(3)と(4)については、今説明した点と同様だということを示しています。では、説明を交替いたしまして、特別支援関係について、担当からご説明をいたします。

(事務局)

- では、説明いたします。カとキにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。
- カの①。基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採択することとなります。②。特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は、下学年用の検定教科書又は、文部科学省著作教科書を採択することになります。③。下学年用の検定教科書又は、文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。
- 続きましてキの①。学校教育法附則第9条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、②地域や学校の特性、児童生徒の心身の発達段階に応じて、効果的に使用できるものでなくてはなりません。
- 続きまして、(2)県立学校の場合について説明いたします。具体的は、特別支援学校がこれにあたります。アについては、平成26年度使用の特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町村立の小学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、先ほど係が説明申し上げた、(1)市町村立学校の場合のウと同様になります。イについては、先ほど特別支援学級でもご説明いたしましたとおり、特別支援学校においても、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが、次のウの規定でございます。また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本をあわせて採択することができません。こ

れがエの規定でございます。次に、オでございますが、視覚障害を対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については、検定教科書の他に点字版の教科書もあわせて採択できるということでございます。カにつきましては、聴覚障害を対象とした特別支援学校の「国語」については、文部科学省著作の「言語指導」または、「言語」の他に国語の検定教科書をあわせて採択できるということでございます。キにつきましては、知的障害を対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、教科の内容によって複数採択できるということでございます。

- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準についてご説明いたしました。
- ・ 以上のように、平成 26 年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてよろしいか、ご協議いただきたいと思います。

(吉川会長)

- ・ 教科用図書採択基準についてご説明がございました。
- ・ これにつきまして、委員の皆様から質問、ご意見がありましたならばお願いしたいと思います。

(A委員)

- ・ これまでにもこの教科書採択基準というのがあったと思うのですが、それまでの中で、何か問題があったということがあって、大きく変わったことがあるのか。前に採択をする際に、特に問題がなくこの基準でよかったのかということをお教えいただければと思います。

(吉川会長)

- ・ 基準はこれでよいかということですか。

(A委員)

- ・ 新しく入ったものですから、今までの様子がわからないのでお聞きしたいと思います。以前にもこのような審議があったと思います。その際の基準が、これと大きく違わないで、問題がないのであれば、この通りでよいのではないかと思います。そのあたりはどうなのでしょう。何か問題があって、大きく変わったことがあるのでしょうか。

(吉川会長)

- ・ 事務局お願いします。

(事務局 飯岡)

- ・ ありがとうございます。これまでのところでは、特に問題があるということはありませんでした。そのように認識しております。特別支援教育関係はいかがでしょう。

(事務局 川村)

- ・ 特に問題はないと認識しております。

(A委員)

- ・ 大きな問題がないのであれば、提案通りでよいのではないかと思います。

(B委員)

- ・ 低学年の場合には、絵本と併用することはできないということになっておりますけれども、生活科においては、障がいに応じて併用しながら授業を進めるケースもあったか

と思うのですが、確認したいと思います。

(吉川会長)

- ・ 生活科のキのところの関係で、ですよね。知的障がいを対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、必ずしも1種目の教科書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じて、教科の主たる教材として適切な教科書を選択することができる点についてですね。

(事務局)

- ・ ここでいう小学部の生活というのは、小学校で行われている生活科とは異なりまして、日常生活に必要な様々な日常習慣とか、あるいは着替えの仕方とか、挨拶とかそういったことを学ぶ学習の場になります。いわゆる小学校で行われている生活科とはまた違う面でありまして。

(B委員)

- ・ 教科指導ではないということですか。

(事務局)

- ・ そうですね。合わせた指導ということになります。

(B委員)

- ・ そうなりますと、③のところの絵本等の等なのですけれども、今おっしゃったとおり、例えば生活習慣等を学ばせるというようになりますと、図工や生活単元学習の中でも利用できると思うのですが。本の中身はそのへんということになりますね。

(事務局)

- ・ そうなります。

(C委員)

- ・ キのところでは、教科の生活については使うべきではないということでしたが、教科ではないというお話でしたが。このあたり説明を。

(事務局)

- ・ 特別支援学校の小学部の生活とあるわけですが、小学校の教科としての生活科とは異なる、合わせた指導の科目となります。

(佐々木特別支援教育課長)

- ・ お答えになるかどうかですが、特別支援学校の知的障害の部分につきましては、普通の教育課程と合わせた指導と領域別の指導、教科別の指導というように再構成し直します。したがって、合わせた指導の中では、日常生活の指導、生活単元学習、それから作業学習というものがあるわけですが、その中で、小学校による教科の部分をもう一度再構築しなおしていくというようになります。したがって、先ほど担当から話した挨拶のこととか、きまりのこととか、そういうもの等については、日常生活の指導というくりの中で行っているということでもあります。

それから、そのほかに図工とかあるいは国語とか算数とかいうものは、生活単元学習の中で、例えば、お店屋さんごっこをしようとなった時に、じゃあ看板の部分はこういうふうにするかという時に、国語の要素が入ったり、あるいはその図工的な要素が入ったりします。それから、お店屋さんをするときに売り買いをするわけですので、その時には算数の要素が入ったりする。そういう形で、準ずる教育課程部分をもう一度教育課

程を再構成していく。ということで、したがってその小学校でいう生活という教科の部分とはまた違って、もう少し広い意味で知的障がいの方では使っていることになります。

(C委員)

- ・ 流れはそのとおりですが、子どもたちにとって教科で使う教材としてという表現として、先ほどの担当の説明でよいかどうかを確認したいのですが。

(事務局)

- ・ 特別支援学校の小学部での生活、これは教科ということで間違いはありません。ただ中身は小学校でいう生活科とは異なるということです。

(吉川会長)

- ・ その他は、何かございますか。
- ・ それでは先ほどの質問がありまして、特に今までと変わったことがないということでございます。生活についても、確認できたのではないかとこのように思います。
- ・ それでは、平成26年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準については、このとおりにしたいと思います。
- ・ 続きまして、2点目の平成26年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準につきまして、説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ それでは先に、事務局の方から説明させていただきます。「教科用図書を選定するための資料作成基準について」であります。先ほど、採択基準の次のページの案というところをご覧いただければと思います。
- ・ 先ほど承認されました採択基準に沿いまして、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で調査するのかを定めたものがこの資料でございます。第1の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1の内容」、「2 組織、配列、分量」、そして「3 使用上の配慮や工夫」の3項目について、それぞれ3つから5つの具体的視点を定めております。この資料作成基準をつくる際には、学校教育法と学習指導要領に沿って、文言を見直し整理したものであり、昨年度と同様であります。つまり、学習指導要領が平成20、21年度に改訂されたわけですが、その部分でこの資料作成基準を見直して、現在に至っているというものでございます。一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいか、ご協議いただきたいと思います。
- ・ 以上で、資料の作成基準についての提案を終わります。

(吉川会長)

- ・ 資料作成基準につきまして、説明がございました。委員の皆様から、何か質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- ・ 先ほど説明がありました。理由書がついてくる。特別支援に関しては、理由書をつくっていただくことになろうかと思っております。
- ・ 特に、質問、意見がございませんように思いますので、「平成26年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準」は、このとおりでよろしいでしょうか。はい。ではこのとおりといたします。

- ・ それでは、協議のその他の(3)にはいりません。事務局の方、何かございましたらお願いいたします。

(事務局)

- ・ 事務局の方からは、今後の進め方について、ご説明申し上げます。
- ・ ただいまご協議頂いた、採択基準、資料作成基準につきましては、ご了解いただきましたので、各市町村に送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第5条、これによりまして、教科用図書調査員これを置きまして、平成26年度において使用する一般図書について研究調査をいたします。教科用図書の調査員は、別に1枚もので示した調査員一覧、これをご覧いただければと思います。よろしくごお願いいたします。なお、この調査員の氏名につきましては、8月31日まで公開しないこととなっておりますので、後ほど回収させていただきたいと思っております。この会議終了後、ご自分の座席に置いたままをお願いいたします。なお、それ以外の資料につきましても、8月31日までという説明が先ほどありましたので、くれぐれも取扱いにはご注意をいただければと思いますし、もしご利用が特にないということでごございましたら、この席に置いていかれても結構でございます。

(吉川会長)

- ・ そのほか事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・ 事務局の方からは、特にございません。

(吉川会長)

- ・ 委員の皆様から何かございますか。

(D委員)

- ・ 協議ではないのですが、もしよければということで、情報開示請求の規定をとって開示するということですが、ここ数年でもしそういうのがあれば、ちょっと紹介していただきたいと思っております。どう内容、どういう目的で、もしお話しできるのであれば、参考までに教えていただければと思います。

(事務局)

- ・ 直接的な情報開示請求というのは、これまでのところはございませんでした。先ほど佐々木課長から説明がありましたとおりホームページ上で公開をかなり積極的に行っておりますので、問い合わせがあった際は、どうぞホームページをご覧下さいという対応をさせていただいております。その方にも納得していただいております。特にこれまでの情報公開等についても問題はなかったと思っております。

(D委員)

- ・ 採択地区の方はどうだったのか。あるいは、市町村の方についてもそういうことがなかったのでしょうか。

(E委員)

- ・ 私は23年度採択事務の際に、地区の採択事務をやっておりましたけれども、開示請求を受けたのは、教科書会社から会議の時の状況ですか、内容はどうだったのかというケースが2件ほどございました。あとはございません。

(吉川会長)

- ・ その対応については。

(E委員)

- ・ そのとおり文書で開示、対応をいたしました。

(C委員)

- ・ 本採択地区も同様でございます。教科書会社から請求されました。

(吉川会長)

- ・ その他、ございませんでしょうか。
- ・ 以上で、協議の部を終了したいと思います。慎重なご審議、ご協力ありがとうございました。それでは、進行の方を事務局にお返しいたします。

10 その他

(事務局)

- ・ 一般図書の中からいくつかを、事務局の後ろの机の上に展示しました。興味と時間のある方は、ごらんいただければありがたいと思います。

11 閉会

平成25年度 第2回 教科用図書選定審議会 議事録

平成25年6月6日(木)

10:00~10:40

1 開会(事務局)

2 岩手県教育委員会学校教育室長挨拶(佐藤義務教育課長)

吉川会長には、ご多用中のところご出席いただき感謝いたします。

第1回審議会において、「教科用図書採択基準」「教科用図書選定のための資料作成基準」「特別支援教育に関する図書」について、熱心なご審議をいただきました。

本日は、審議結果の答申を頂戴することとなっております。この答申に基づき、県内の特別支援学校、各市町村教育委員会等に対して指導、助言等を進めていくことといたします。

長時間にわたるご審議、会長としての会の円滑な運営について、心より感謝申し上げます。

3 答申

吉川委員(審議会会長)→県教育委員会(佐々木課長)

4 会長挨拶(吉川委員)

あらためまして、審議並びに調査研究を終了することができましたことを報告いたします。

第1回教科用図書選定審議会において、会長を仰せつかり、委員一同、慎重審議いたしました。その後、第1回の審議会において委嘱した「調査委員」が、資料作成基準に基づき、鋭意、調査いたしました。

今般、結果が取りまとまりましたので、答申という形で、ご報告申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

5 その他

附則第9条図書についての懇談

6 閉会(事務局)

議事録署名委員

氏名： 佐藤 精 晋



氏名： 小笠原 洋 子

